幸ヶ丘小学校いじめ防止基本方針(概要) ※平成30年度改訂

学校の教育目標

確かな学力・豊かな心・ 健やかな体をもち、ふる さとを愛しながら、自分 に自信と誇りをもつ幸ヶ 丘小学校の児童の育成

〈いじめ問題への学校の目標〉

◎いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ て、いじめ問題に対して、組織的に、万全の体制で臨みます。

【すこやか委員会(いじめ・不登校対策委員会)】

(活動)学校いじめ防止基本方針作成・見直し、年間指導計画 の作成、校内研修の企画・立案、調査等の分析、事実 確認・対応方針の決定など

(構成)校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特 別支援コーディネーター、教育相談担当など

関係法令、学習指導要領 県·市教育施策

地域・学校・児童の実態

教師・保護者・地域の願い

家庭との連携

- •参観日、家庭訪問
- ·PTA総会、役員会
- アンケート調査

地域との連携

- •学校運営協議会
- •学校公開
- ホームページ掲載

学校の取組

【未然防止】

- 〇 児童会によるいじめ防止活動
- 〇 体験活動を活用した人間関係づくり
- 自己有用感を育む授業づくり

【早期発見】

- 〇 アンケートの実施
- 〇 定期的な教育相談の実施
- 〇 いじめ相談窓口の周知

【対策】

- 被害者、加害者等への適切なケア及び指導
- 〇 組織的な対応、再発防止

【重大事態への対処】

- 県教育委員会への報告(事実確認)
- 警察署等との連携

市・県教育委員会との連携

- •報告、連絡、相談
- ・指導主事の要請・派遣 専門家委員会の活用

関係機関等との連携

- *警察署
- •児童相談所
- •子育て支援課 (家庭児童相談室)
- 医療機関
- ・臨床心理士やSSW

<いじめ防止年間指導計画>

| くいしの防止中间指導計画> | | | | |
|---------------|--|---|---|----------------|
| | いじめ防止のための措置 | | いじめの早期発見の措置 | その他 |
| | 児童が主体となった活動 | 教職員が主体となった活動 | 対策委員会が主体となった活動 | で 071世 |
| 4月 | | ○参観日・学校運営協議会での説 明 | 〇年間の活動計画の検討 | |
| 5月 | 〇児童会 | 〇教育相談週間の設定① | | 三校合同異 |
| 6月 | 〇親子スポーツ大会(PTA) | 〇教職員相互の授業研究会の実施 | | 学年交流 |
| 7月 | ○魚のつかみ取り(PTA) | ○教職員の意識調査① | ○学期の取組の総括·次学期に 向けての確認① | |
| 8月 | | 〇保護者対象の研修会 | | |
| 9月 | ○運動会の企画 | ○教育相談週間の設定②○学校公開の実施 | | 敬老会での 交流 |
| 10月 | ○いじめ問題を考える週間 ○幸っ子フェスタ【世代間交流】 | ○外部講師による講演会の実施 | | 学校運営協 議会 |
| 11月 | 〇全校学習会の実施 | | | |
| 12月 | | ○教職員の意識調査② ○人権週間におけるいじめ防止 の啓発や講演会 | 〇県一斉アンケート調査 〇学期の取組の総括·次学期 に向けての確認① | |
| 1月 | | | | |
| 2月 | 〇学習発表会の企画 | | | |
| 3月 | | ○教職員の意識調査③ | 〇年間の取組の総括·次年度 に向けての確認 | |
| 通年 | ○全校ふれあい給食(毎日) ○ボランティア活動(毎日) ○(児童会)相談箱の設置 | 〇わかる授業の展開 | ○児童の発するサインの作成と 共有 ○職員会議での情報共有 ○起こりうるいじめの研修 | 警察署等と の連携 |
| 週1回 | 〇異学年との交流会(幸っ子/ | 《ラダイス・昼休み・水曜日) | | |
| 月1回 | ○朝の会・帰りの会での話合 い活動の実施 ○児童同士の相談活動 の実施 | 〇校内研修 | ○すこやか委員会(いじめ・不登校対策委員会)の実施○教育相談(アンケート調査・分析) | 市教育委員 会への報告 |
| 学期1回 | | ○道徳教育や情報モラル教育 の時間設定○学校通信によるいじめ防止 活動の報告 | 〇児童会との意見交換 | |